

森林整備事業（公共）

【120, 286（120, 286）百万円】

対策のポイント

- ・施業の集約化を図り、間伐、路網整備等を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や森林整備の低コスト化を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要があります。
- ・シカ等による森林被害が各地で頻発しており、鳥獣被害対策を推進する必要があります。

政策目標

○森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

1. 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、列状間伐等による効率的な間伐や伐採と造林の一貫作業システムの導入を通じた森林整備の低コスト化により、面的な森林整備を推進するとともに、林業専用道の防災機能の強化を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23, 820（23, 600）百万円
林業専用道整備対策 10, 731（10, 731）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

2. 奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において公的主体による間伐等の森林整備を推進するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業 2, 643（2, 726）百万円
水源林造成事業 24, 845（24, 870）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（研）森林総合研究所等

お問い合わせ先：
林野庁整備課（03-6744-2303（直））

森林吸収源の確保

- 第2約束期間における森林吸収量3.5%（90年度比）を目指す
- 2020年度以降の枠組みに向けた約束草案においても、森林吸収源対策による吸収量2.0%（13年度比）と位置付け。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」

（平成27年6月閣議決定）

・新たな国際枠組みの下で、国連に提出する約束草案を踏まえ、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、排出削減対策、気候変動の影響への適応策、森林吸収源対策等に取り組むとともに、気候変動問題とその対策に係る国民の理解を促進する。

森林資源の循環利用の推進

- 人工林資源が本格的に利用期を迎える。
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2015

（平成27年6月閣議決定）

計画的な伐採・森林整備（森林資源の循環利用に資する花粉の少ない森林への転換を含む。）を推進するとともに、施業集約化を進めるため森林境界及び所有者の明確化の取組を加速する。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」

（平成27年6月閣議決定）

森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用しつつ、CLT等の新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

条件不利地域等における 公的森林整備等を実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地であって、森林の多面的機能を生かせる観点から施業が必要な森林について、公的主体による針広混交林化等セーフティネット対策を実施。



施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進